

平成27年度第2回京都市産業廃棄物3R推進会議 摘録

1 日 時 平成27年12月1日（火） 午後3時00分～5時00分

2 場 所 職員会館かもがわ 2階中会議室

3 出席委員 新井委員，石田委員，井上委員，黒坂委員，郡嶋委員長，佐藤委員，
高岡副委員長，高木委員，高橋委員，檀野委員，近本委員，中川委員，
福岡委員，細木委員

※ 上記委員の他，京都府環境部循環型社会推進課尾形課長がオブザーバーとして出席。

4 議事内容

(1) 産業廃棄物実態調査の分析結果

資料1に基づいて事務局から説明。

(質疑・意見)

委 員：処分業者は京都市内のみ計上されているのか。

事 務 局：廃棄物の発生場所が京都のものを計上している。処分業者は広域に渡る。

委 員：京都市の施策による発生抑制効果はどの程度であったか。あるのであれば，成果として盛り込まれたほうが良いだろう。

事 務 局：どの程度の割合があったかは不明だが，平成22年度の法改正後，年間1,000t以上の産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に発生抑制努力を求めており，その効果はあったと考えている。

委 員：廃プラスチック類が多量に埋め立てられた事例があったとのことであるが，今後，指導していくのかしないのか，そういったことがこの資料からは読み取れない。

(2) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の課題整理

資料2及び3に基づいて事務局が説明。

(質疑・意見)

委員：資料は事業者が責任を持って再資源化に取り組むという内容であるが、京都市公契約基本条例（以下「公契約条例」という。）が施行され、京都の材料を京都の職人で、という趣旨が定められている。廃棄物についても、京都で出たものは京都で処理するということが必要である。

事務局：公契約条例にも含まれる適正単価などは、廃棄物の適正処理に繋がるものと考えている。一方で最終処分場を有さない京都市では難しい部分もある。

委員：できる部分を、知恵を絞ってやってほしい。

市内の産廃業者はどこも運営経費が高いにも関わらず、処理費が十分に確保されていない。公共事業の予算もその視点で考えていかなければならないし、都市計画局、建設局と調整を図ってほしい。

処理業者への立入りについては、重点的に何を確認するのかが問題であり、収集運搬時の過積載など、見えにくいこともある。

委員：先ほどの委員の発言趣旨は、「最近の法令改正等」の枠組みに公契約条例を加えられないか、ということと、「他部局との連絡・調整」を挙げられないか、ということである。

事務局：京都市で発生した廃棄物の市内での処理、という点での補足であるが、市内で発生し市外に流出した廃棄物量の調査を行っており、平成20年度は789千トンであったものが平成25年度は387千トンと半減している。市内での処理は進んでいると判断している。

委員：施策の進捗状況について、施設見学会（エコバスツアー）が非常に良かったので、是非項目に挙げてほしい。

委員：有害廃棄物について、アスベストが含まれていないが、平成32年は石綿含有廃棄物の発生ピークと言われていることを踏まえると、触れるべきであろう。

事務局：平成22年度廃棄物処理法改正で取扱い基準の強化が定められ、大気汚染防止法で工事の発注者に届出義務が課されるなど、法の見直しが進んでいる。今後も適正処理指導を行っていく予定である。

委員：処理施設への立入検査について、「△」と表現されているが、具体的にどのようにしていくのか。また、公共工事におけるリサイクル資材の利用促進について、意見交換のみではなく、例えば数値に表れるような成果や具体的な今後の予定は。

事務局：立入検査については、平成23年度は多くの事業場に立入りできたが、その後は件数が低下し、本年度仕切り直して強化しているところである。公共工事については、再生利用率を高める施策を協議しており、現在発生土については議論が進んでいるが、再生資材の活用は今後の検討となる予定である。

委員：公共工事についての議論は、廃棄物交換制度のマッチングなどではないのですね。

委員：進捗について、策定時に「新規」、「充実」とした施策は十分に進んでいるから「○」ということなのか、資料からは読み取りきれない。事務局内ではやっていただいていると思うが、各施策がどの段階にあるか、確認しながら進めてほしい。

委員：今回の資料は、課題抽出のために、また会議資料として出すために、簡易的なものにまとめられたものであろう。各施策の強弱が分かるような形が望ましい。

(3) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の中間見直しについて進捗状況

資料4, 5及び6に基づいて事務局が説明。

(質疑・意見)

委員：排出事業者が処理責任を負っているという書き方であるが、持ち主の代行で排出者が排出するのであり、誤った処理をした場合は排出者が責任を問われる。しかし、費用負担は持ち主が行うべきものであり、公共工事では京都市が持ち主である。したがって、責任を負うべきは京都市である。

事務局：もちろん京都市も排出事業者の1つであるが、法の体系上、責任の所在は排出事業者であり、指導は排出事業者に対して行うものである。

委員：再生資材の使用先を指定するところまで指導で行わなければならない。どこで処理してもよい、というのは指導として意味がない。特に公共工事は部局間で調整しなければならないし、それらを含めて公契約条例である。

委員：建設業ではそうかもしれないが、製造業では持ち主＝排出者であり、当てはまらない。この点については、業種により分けけたほうがよいかもしい。

委員：京都市による率優先的取組とするのは1つのやり方であるし、1項目に挙がってくるのがよいだろう。

委員：産廃処理には十分な費用が必要であることについて理解を求める対象として、「排出事業者」に限定する表現は変えたほうがよいと思う。

廃棄物を多量に排出するのは建設業であるが、再生利用率が大きく低下している感染性廃棄物はどうするのか。業種によって様々であるが、業種ごとに実態に合った対策が必要であろう。

委員：排出事業者とは廃棄物について意思決定することができる人、ということを明確にして、役割を示していくことが重要である。

委員：業種ごとに整理したほうがよいですね。検討してください。

委員：有害廃棄物について、法整備がまだなので仕方ない部分もあるが、内容が周知・啓発に止まっている。他都市では事例もあるが、どのように行政が関与していくのか。大気汚染防止法では廃棄物処理施設の排ガス規制が進むので、具体的な取組が示されるべきである。

委員：再生利用率などを引き上げるためには、指導だけでなく、受皿が必要になる。例えば、京都市が廃プラスチック類の受入れを行い、その代わりサーマルリサイクルに計上する、などが必要ではないか。

委員：各所に周知、啓発、誘導という言葉が出ており、行政が積極的に関与するよりも民一民のビジネスに育てていきたいという京都市の思いが表れている一方で、再生利用率などのように「悪化」という言葉からは危機を感じているようである。ビジネスの育成という長期目的か、率にこだわるのか、優先順位にジレンマがあるのだろうか。

- 委員：廃棄物やリサイクル資材についても地産地消が進むように、指導は強力に進めるべきであるし、問題になるぐらいやってもいいと思う。建設業については、公共事業の発注者である京都市が、最終処理まで責任を持ってやらなければならない。
- 委員：民間事業者は、「1円でも安く」が最優先である。結果、価格の安い安定型埋立処分処分される傾向がある。
- 不適正処理の是正という点では、指導は大きな意味を持っており、適正化するべき余地はまだあるだろう。
- 委員：情報を提供し指導を行う形を取るのか、経済的インセンティブを考えていくのか。
- 例えば埋立処分に課税すれば処理費が高くなるのでリサイクルに向かう流れが増え、一方で不法投棄などの問題も出る。様々な可能性の中でどのように誘導していくか、施策が見えてこない。指導するだけでは難しいかもしれない。
- 委員：3R支援センター、産廃協会、処理業者、行政、経済界とこの協議会は様々な立場の方がいらっしゃるが、三位一体どころか五位、六位で構造改革をやらなければならないだろう。
- 委員：専門委員会を設置し、提言を受けて、施策にしていくほうがいいのかもしい。
- 委員：再生資材の需要が弱いという話であるが、一方で再生品を作ることを求められており、難しいところである。再生品が滞留すれば、保管基準の違反になりかねず、出口までの回転を押さえるような施策が望ましい。
- 委員：国の法律の限界であると感じている。下流である処理業者を主としており、上流である使用者側の需要については議論、施策が抜け落ちており、ケインズが否定したセイの法則によって組み立てられている。再生資材の需給の法律に変えていかなければならない。
- resource（資源）とは再生（re）と湧き出るもの（source）というラテン語から成り立っている。元々再生するものが資源であり、バージン原料は補完的に使うのが循環型社会である。京都市が、この点を事業者にどのように喚起していくのがポイントである。
- 委員：廃プラスチック類はしっかり分別されれば、再生品の需要があるだろう。
- 委員：廃棄物処理の主体について、排出事業者などは総論の部分で説明してから業種別で取組を示さないと、読む人は混乱すると思う。
- また、法律用語などについても、しっかり見させていただきたいと思う。
- 委員：3R認定制度など、策定時に新規施策だったもの、充実施策だったものは取組が進んでいるので、文言の修正が必要だろう。

（４）次回会議の日程等

今回会議を受け、事務局で再度見直し案を整理し、各委員に送付のうえ、意見を直接いただくこととした。

また、次回会議は、平成28年3月頃の開催とし、改めて日程等を調整することとした。